

特定原材料測定試薬

FAテスト EIAーカシューナッツ

取扱説明書

開発の経緯および特徴

食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正により、「カシューナッツ」は食物アレルギーを誘発する可能性が高い特定原材料に指定され、加工食品および添加物への表示が義務化されました⁽¹⁾。アレルギー物質を含む食品の表示を正しく行うためには、製造記録による確認と検査による特定原材料の混入の確認が必要です。

本試薬は、酵素免疫測定法 (EIA : Enzyme Immunoassay) を原理とした、原材料中あるいは加工食品中のカシューナッツ 2S アルブミンタンパク質の測定試薬です。

【特徴】

- 食品中のカシューナッツ2Sアルブミンタンパク質を高感度に測定できます。
- 原材料から加工食品まで、加熱・加工等の有無によらず幅広い食品に適用できます。
- 酵素免疫測定法のため、低濃度から高濃度まで正確に測定できます。
- 複合タンパク質ではなく、2Sアルブミンをターゲットとしているため、特異性に優れています。

一般的な注意

- 本試薬は食品検査用試薬であり、それ以外の目的に使用しないでください。
- 取扱説明書をよく読み、記載された操作方法に従って使用してください。
- 測定結果に基づく特定原材料の有無については、原材料や製造記録の確認等、他の情報と併せて総合的に判断してください。

形状・構造等 (キットの構成)

- 抗体固相化プレート…………… 96 ウェル × 1 枚
- 標準品 (50 ng/mL) …………… 1.2 mL × 2 本
- 検体希釈液…………… 100 mL × 1 本
- 酵素標識抗体液…………… 13 mL × 1 本
- 酵素基質液…………… 13 mL × 1 本
- * 反応停止液 (1.5 N 硫酸) …………… 13 mL × 1 本
- 洗浄液 (10倍濃縮液) …………… 100 mL × 1 本

使用目的

食品中のカシューナッツ2Sアルブミンタンパク質の測定

測定原理

プレートに固相化された抗カシューナッツモノクローナル抗体に試料中のカシューナッツ2Sアルブミンが結合すると、固相抗体ーカシューナッツ2Sアルブミン複合体を形成します。二次反応で、酵素標識抗カシューナッツモノクローナル抗体を加えると、固相抗体ーカシューナッツ2Sアルブミンー酵素標識抗体複合体を形成します。この複合体の量は、試料中のカシューナッツ2Sアルブミンの量に比例しますので、酵素標識抗体を酵素基質で発色させて、吸光度を測定することにより試料中のカシューナッツ2Sアルブミン量を測定できます。カシューナッツ2Sアルブミンに基づく試料中のカシューナッツ総タンパク質濃度は、既知濃度の標準品を用いて作成した標準曲線から求められます。

操作上の注意

- 測定試料の性質、採取法
 - 試料には加工食品あるいは食品原材料を使用してください。
 - 試料は食品一包装単位に含まれる可食部全体から調製してください。
 - 試料中の特定原材料の成分は不均一に分布すると考えられますので、必ず均質化操作を行ってください。
 - 均質化に使用する粉砕機 (フードカッターなど) は試料毎に交換し、確実に洗浄してください。
- 検体の調製場所と検査場所は区切られた空間で行ってください。
- ピペットおよび秤による秤量精度は測定精度に反映しますので、器具の選定とその操作には十分注意してください。また、分注、希釈操作毎にマイクロピペットのチップを交換してください。
- 試薬は全て室温 (20 ~ 25 °C) に戻してから使用してください。[3] 検体希釈液] に、沈殿が生じている場合は、加温 (25 °C) 溶解してからご使用ください。
- 開封し取り出した [1] 抗体固相化プレート] は、直ちにご使用ください。室内に長時間放置すると湿気により劣化することがあります。
- 測定は3重測定で行ってください。
- 検体と [4. 標準溶液] の測定は同時に行い、検量線の作成は測定毎に行ってください。
- 反応温度 (20 ~ 25 °C) および反応時間は正確に行ってください。
- 酵素反応は遮光下で行ってください。
- 正しい測定値を得るために、洗浄操作において、ウェル内に残った液は完全に除いてください。また、洗浄後は速やかに次の試薬を加えてください。

用法・用量 (操作方法)

【必要な器具および試薬類】

- マイクロピペット、メスシリンダーおよびビーカー
- ポリプロピレン製遠沈管 (50 mL 容) および試験管
- 粉砕機 (フードカッターなど)
- 振とう機
- 遠心分離機 (3,000 ×g 以上が可能なもの)
- マイクロプレートリーダー (波長 450 nm および 600 ~ 650 nm が測定可能なもの)
- FAテストII 抽出用試薬

【試薬の調製】

1. 検体抽出液の調製

[1. 検体抽出液] の調製には、別売の FA テストII 抽出用試薬 (コード: 08627) をご使用ください。[A : 抽出用 A 液 (10 倍濃縮液)]、[B : 抽出用 B 液 (10 倍濃縮液)]、[C : 抽出用 C 液 (10 倍濃縮液)] および精製水を 1 : 1 : 1 : 7 の比率で混合し、必要量を調製してください。調製された [1. 検体抽出液] は、検体の抽出および [3. 標準品希釈液] の調製に使用します。[A : 抽出用 A 液 (10 倍濃縮液)] に沈殿が生じている場合は、加温溶解してからご使用ください。

(調製例 : 24 検体測定する場合)

A : 抽出用 A 液 (10 倍濃縮液) ……………	50 mL
B : 抽出用 B 液 (10 倍濃縮液) ……………	50 mL
C : 抽出用 C 液 (10 倍濃縮液) ……………	50 mL
精製水……………	350 mL
	500 mL

2. 測定試薬の調製

- 抗体固相化プレート
そのまま使用します。室温 (20 ~ 25 °C) に戻してから開封してください。
- 標準品 (50 ng/mL)
[4. 標準溶液] の調製に使用します。使用前に室温 (20 ~ 25 °C) に戻してください。
- 検体希釈液
そのまま使用します。抽出した検体の希釈、および [3. 標準品希釈液] の調製に使用します。使用前に室温 (20 ~ 25 °C) に戻してください。
- 酵素標識抗体液
そのまま使用します。使用前に室温 (20 ~ 25 °C) に戻してください。
- 酵素基質液
そのまま使用します。使用前に室温 (20 ~ 25 °C) に戻してください。
- * 反応停止液 (1.5 N 硫酸)
そのまま使用します。使用前に室温 (20 ~ 25 °C) に戻してください。
- 洗浄液 (10 倍濃縮液)
精製水で 10 倍に希釈してください。洗浄には希釈した [2. 洗浄液] を使用してください。

[7] 洗浄液 (10 倍濃縮液) ……………	100 mL
精製水……………	900 mL
	1000 mL

3. 標準品希釈液の調製

上記の [1. 検体抽出液] の調製に従い調製した [1. 検体抽出液] を [3] 検体希釈液] で 20 倍に希釈し、必要量を調製してください。調製された [3. 標準品希釈液] は、[4. 標準溶液] の調製および測定溶液の再希釈に使用します。

(調製例 : 8 濃度、3 重測定の検量線の場合)

[1. 検体抽出液] ……………	1 mL
[3] 検体希釈液] ……………	19 mL
	20 mL

4. 標準溶液の調製

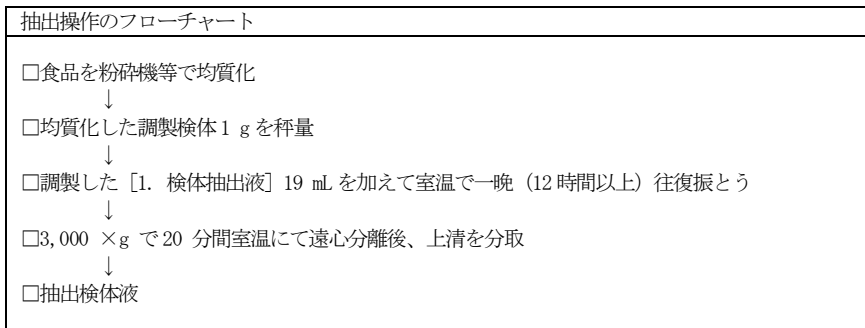
[4. 標準溶液] (0, 0.78, 1.56, 3.13, 6.25, 12.5, 25, 50 ng/mL) を調製します。[2] 標準品 (50 ng/mL)] を上記で調製した [3. 標準品希釈液] を用いて希釈し、必要量を調製してください。ブランクは調製した [3. 標準品希釈液] をそのまま使用します。 (単位 : μL)

濃度 (ng/mL)	50	25	12.5	6.25	3.13	1.56	0.78	0
2) 標準品 (50 ng/mL)	500	500	500	500	500	500	500	
3. 標準品希釈液		500	500	500	500	500	500	500

【操作方法】

1. 検体の調製・抽出操作

- 試料を粉砕機 (フードカッターなど) で粉砕し、均質混和して調製検体とします。
- 均質化した調製検体 1 g をポリプロピレン製遠沈管 (50 mL 容) に量り採り、調製した [1. 検体抽出液] 19 mL を加え、よく振り混ぜて混合し、固形分を均等に分散させます。この際、あまり泡立たせないよう注意しながら、ボルテックス等を用いて検体を分散させます。
- 振とう機に遠沈管を横にして置き、室温で一晩 (12 時間以上) 振とうしながら抽出します。振とう回数は 1 分間に 90 から 110 往復程度、振とう幅は 3 cm 程度として、振とうにより液が遠沈管の両端に打ち付けるようになるくらいに調整してください。
- 時々遠沈管の上下を入れ替えるなどの操作をして、液面に沿って付着する調製検体を分散させます。
- 抽出液の pH を確認し、必要であれば適切に薄めた水酸化ナトリウム溶液または希塩酸で中性付近 (pH 6.0 ~ 8.0) になるよう調整します。
- 室温、3,000 ×g の条件で 20 分間遠心し、遠心後に得られる上清を分取します。沈澱が得られない場合は上清をろ紙でろ過し、これを抽出検体液とします。

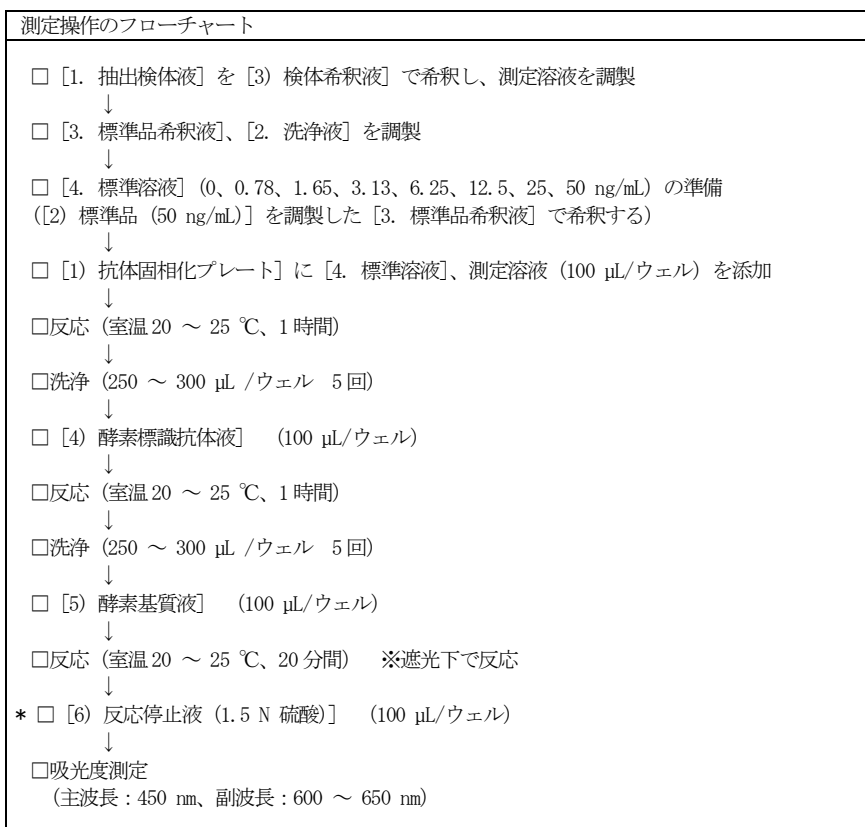


2. 測定溶液の調製操作

- 1) 上記において得た抽出検体液を、試験管内で [3] 検体希釈液 を用いて 20 倍希釈し、測定溶液とします。
- 2) 更に希釈して測定する場合には、調製した [3. 標準品希釈液] を用いて希釈してください。

3. 測定操作

- 1) [1] 抗体固相化プレート の各ウェルに [4. 標準溶液]、測定溶液を 100 μ L ずつ添加します。
- 2) フタをして室温 (20 ~ 25 $^{\circ}$ C) で 1 時間反応させます。
- 3) ウェル内の溶液を捨てた後、各ウェルに調製した [2. 洗浄液] を 250 ~ 300 μ L 添加し、捨てます。この操作を 5 回繰り返してください。
- 4) [4] 酵素標識抗体液 を各ウェルに 100 μ L ずつ添加します。
- 5) フタをして室温 (20 ~ 25 $^{\circ}$ C) で 1 時間反応させます。
- 6) ウェル内の溶液を捨てた後、各ウェルに調製した [2. 洗浄液] を 250 ~ 300 μ L 添加し、捨てます。この操作を 5 回繰り返してください。
- 7) [5] 酵素基質液 を各ウェルに 100 μ L ずつ添加します。
- 8) フタをして室温 (20 ~ 25 $^{\circ}$ C)、遮光下で 20 分間反応させます。
- * 9) [6] 反応停止液 (1.5 N 硫酸) を各ウェルに 100 μ L ずつ添加します。
- 10) プレートリーダーで主波長 450 nm、副波長 600 ~ 650 nm の吸光度を測定してください。測定は反応停止後 30 分以内に行ってください。



測定結果の判定法

[データ解析方法]

- 1) 各ウェルの吸光度の平均値を算出します。
- 2) [4. 標準溶液] を測定して得られた吸光度から 4-パラメーター解析を用いて標準曲線を作成します。
- 3) 標準曲線より測定溶液の濃度 (ng/mL) を読み取ります。
- 4) 測定溶液の濃度に希釈倍率 (400 倍) を乗じて、試料中のカシューナッツ総タンパク質濃度 ppm (μ g/g) を算出します。

$$\text{試料中のカシューナッツ総タンパク質濃度 ppm} = \frac{\text{測定溶液の濃度 (ng/mL)} \times \text{抽出時の希釈倍数 (20 倍)} \times \text{測定時の希釈倍数 (20 倍)}}{1,000}$$

[判定上の注意]

- 1) 本試薬は、ウルシ科カシューナツトノキ属の他に、ピスタチオおよび松の実に反応性を示します。
- 2) 特定原材料 (卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみ) との反応は認められません。
- 3) 本試薬の測定範囲は、0.78 ~ 50 ng/mL (試料中のカシューナッツ総タンパク質濃度で 0.31 ~ 20 ppm) です。
- 4) 試料の加工による特定原材料等の成分の変化・分解などの理由により、抽出効率の変動、測定結果の変動が生じる場合があります。

性能

消費者庁通知で定められている定量検査法の試験室間バリデーションにより、回収率 : 50 %以上、150 %以下、室間精度 : 25 %以下を満たすことを確認しました。

使用上または取扱い上の注意

1. 取扱い上の注意事項

- 1) 試薬をこぼした場合には、水で希釈してから拭き取ってください。なお、拭き取る際には、ゴム製の手袋等により手を保護してください。
- 2) 試薬が目や口に入った場合には、水で十分に洗い流す等の応急処置を行い、必要があれば医師などに相談し、指示を受けてください。
- 3) 試薬が誤って皮膚および粘膜に付着した場合には、直ちに水で洗い流してください。
- * 4) [6] 反応停止液 (1.5 N 硫酸) は、1.5 N 硫酸を使用しております。取扱いの際には十分注意してください。

2. 使用上の注意事項

- 1) 本試薬は凍結を避け、貯法に従い保存してください。それ以外の条件に保存した試薬は、品質が変化して正しい結果が得られないことがありますので使用しないでください。
- 2) 使用期限を過ぎた試薬は使用しないでください。
- 3) ロットの異なる試薬を組み合わせ使用しないでください。
- 4) 保存中や反応中は強い光にさらさないでください。
- 5) [1. 検体抽出液] には界面活性剤と還元剤を含んでおりますので、検査中はマスクや使い捨てのプラスチック製手袋等の着用を推奨します。

3. 廃棄上の注意事項

- 1) 使用後の試薬は、十分量の水で流して廃棄してください。
- 2) 使用後の試薬容器および使用した器具等の廃棄の際には、廃棄物に関する規定に従って適切に処理してください。

貯蔵方法・有効期間

[貯蔵方法]

冷所 (2 ~ 8 $^{\circ}$ C) で遮光して保存してください。

* [有効期間]

製造後 9 ヶ月。外箱および容器のラベルに使用期限を表示してあります。

包装単位

FA テスト EIA-カシューナッツ Code 08642

別売関連製品

FAテスト イムノクロマト-カシューナッツ 10テスト用 Code 08643
 FAテスト EIA-くるみ Code 08637
 FAテスト イムノクロマト-くるみ 10テスト用 Code 08638
 FAテスト EIA-甲殻類Ⅱ Code 08624
 FAテスト イムノクロマト-甲殻類Ⅱw 20テスト用 Code 08628
 FAテストⅡ 抽出用試薬 Code 08627

* 参考文献

- (1) 食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)に関する意見募集について | 消費者庁 (2025 年 12 月 26 日)

問い合わせ先

〒110-0005 東京都台東区上野 3-24-6
 島津ダイアグノスティクス株式会社 カスタマーサポート担当
 電話 03(5846)5707

製造販売元

島津ダイアグノスティクス株式会社

東京都台東区上野 3-24-6 〒110-0005 TEL 03(5846)5611 (代)

(6C03)